

## [資料編]



# 資料編 目次

資料 1-① 中小企業・小規模事業者の数（2016年6月時点）	34
資料 1-② 飲食料品小売業及び各種商品小売業（総合スーパー等）の事業所数の推移	35
資料 2 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布	36
資料 2（参考） 業種別経営者の平均年齢と年代別構成比	37
資料 3 事業承継に関する現状・課題	38
資料 4-① 2019年「休廃業・解散企業」動向調査	39
資料 4-② 第三者承継支援総合パッケージ（令和元年12月20日中小企業庁）	
<抜粋>	40
資料 5 「国土形成計画の推進に関する世論調査」（平成27年8月）概略版（内閣府）	
<抜粋>	41
資料 5（参考1） 医療提供体制（病院等）の整備に係る定めをした法令	42
資料 5（参考2） 「郵便局」の整備に係る法令	44
資料 6 飲食料品小売業における倒産、休廃業・解散件数の推移	45
資料 7 飲食料品小売業のうちの中小企業・小規模事業者の割合	46
資料 8 事業承継の定義	47
資料 9 事業承継関連施策	49
資料 10-① 「過疎地域」について	51
資料 10-② 「団地・ニュータウン」について	52
資料 10-③ 「人口集中地区」について	53

資料 11	調査対象事業者が活用したとする国の支援施策一覧	54
資料 12	都道府県、市町村による支援施策の具体例	61
資料 13-①	「令和元年度補正 事業承継補助金 公募要領」(令和 2 年 3 月中小企業庁) <抜粋>	64
資料 13-②	事業承継補助金を活用したとする事例	65
資料 14-①	「平成 29 年度予算 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業) 募集要領」(平成 29 年 3 月中小企業庁) <抜粋>	66
資料 14-②	地域・まちなか商業活性化支援事業を活用したとする事例	70



資料 1-① 中小企業・小規模事業者の数（2016 年 6 月時点）

	2014 年(企業全体 に占める割合)	2016 年(企業全体 に占める割合)	増減数(率)
中小企業・小規模事業者	380.9 万者 (99.7%)	357.8 万者 (99.7%)	▲23.1 万者 (▲6.1%)
うち小規模事業者	325.2 万者 (85.1%)	304.8 万者 (84.9%)	▲20.4 万者 (▲6.3%)
大企業	1 万 1110 者 (0.3%)	1 万 1157 者 (0.3%)	+47 者 (+0.4%)
全規模(大企業と中小企業・ 小規模事業者の合計)	382.0 万者	358.9 万者	▲23.1 万者 (▲6.1%)

(注)1 中小企業庁のウェブサイト抜粋

2 上記の中小企業・小規模事業者の区分には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）以外の中小企業関連法令において中小企業又は小規模企業として扱われる企業が含まれている。

3 「中小企業者」は、中小企業基本法第2条第1項において、「おおむね次の各号に掲げるもの」とされている。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

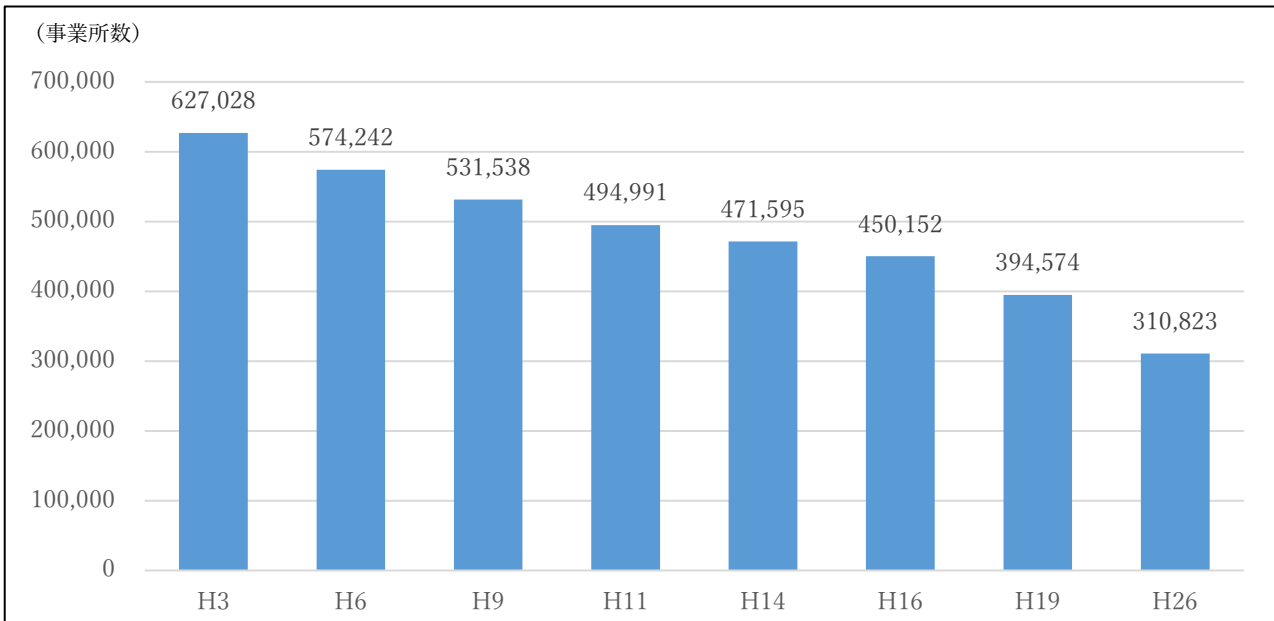
4 「小規模事業者」は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条において、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ「当該各号に定める数以下の」商工業者とされている。

一 製造業その他の業種（次号に掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 二十人

二 商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの 五人

三 （略）

資料 1-② 飲食料品小売業及び各種商品小売業（総合スーパー等）の事業所数の推移



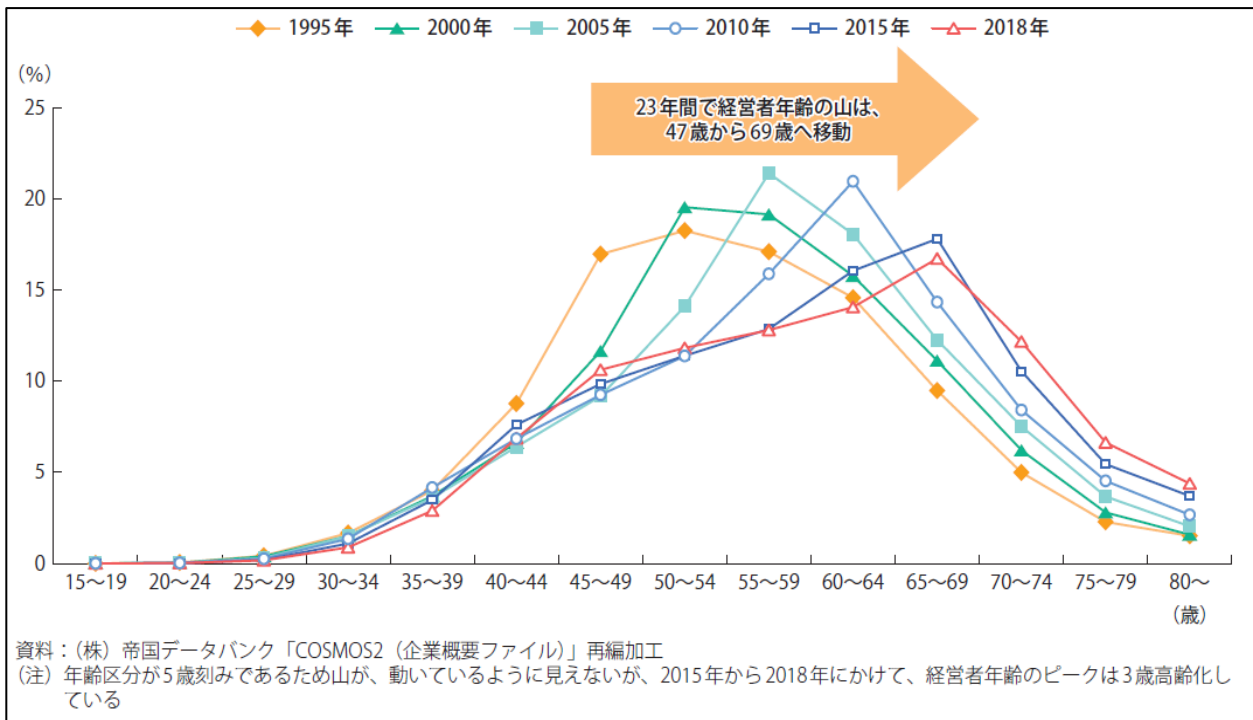
(注)1 「商業統計調査」(経済産業省)に基づき、当省が作成した。

2 「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

3 H26の事業所数は、日本標準産業分類の改定により、「持ち帰り飲食サービス業」及び「配達飲食サービス業」が同調査の対象外となったため、それらの事業所数が含まれていない。

なお、「平成28年経済センサス」(総務省・経済産業省)によると、「持ち帰り飲食サービス業」は1万2,300事業、「配達飲食サービス業」は4万3,318事業所であり、合計すると5万5,618事業所になる。

## 資料2 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



(注) 「中小企業白書 2019 年版」(中小企業庁) 抜粋



2020/1/28

**TDB**

特別企画：全国社長年齢分析（2020年）

**1. 概況・業種別**

2019年の社長の平均年齢は59.9歳（前年比+0.2歳）と、右肩上がりの推移が続き、過去最高を更新した。年代構成比をみると、「60代」が構成比28.1%を占め最多、「50代」が同26.4%、「70代」が同19.7%で続く。

上場企業社長の平均年齢は58.7歳（前年比▲0.2歳）、年代別では「60代」が構成比43.9%を占め最多となった。

社長の平均年齢を業種別にみると、「不動産業」が61.9歳で最も高く、「製造業」（61.2歳）、「卸売業」（60.8歳）、「小売業」（60.0歳）も全体の平均年齢を上回った。年代別の構成では、「建設業」・「サービス業」は40～60代、その他5業種では50～70代の割合が高い傾向となった。

【業種別】社長の平均年齢と年代構成比

業種	(歳)								合計 (%)
	平均年齢	30歳未満	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	
建設業	59.3	0.1	3.0	20.1	27.0	28.1	18.7	3.0	100.0
製造業	61.2	0.1	2.3	15.5	26.1	29.6	21.7	4.7	100.0
卸売業	60.8	0.1	2.9	16.1	26.2	28.6	21.3	4.8	100.0
小売業	60.0	0.2	4.3	18.0	25.1	27.5	20.1	4.8	100.0
運輸・通信業	59.7	0.2	3.0	17.2	29.4	27.8	18.8	3.6	100.0
サービス業	58.4	0.3	5.3	19.4	27.3	27.8	16.8	3.0	100.0
不動産業	61.9	0.2	4.1	14.9	23.3	25.3	24.1	8.0	100.0
その他	58.9	0.2	5.1	17.8	26.2	31.1	16.3	3.2	100.0
全体	59.9	0.2	3.6	18.0	26.4	28.1	19.7	4.1	100.0
うち上場企業	58.7	0.0	3.0	14.3	29.3	43.9	8.7	0.7	100.0

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない  
 ※欄掛けは全体平均を上回る数値

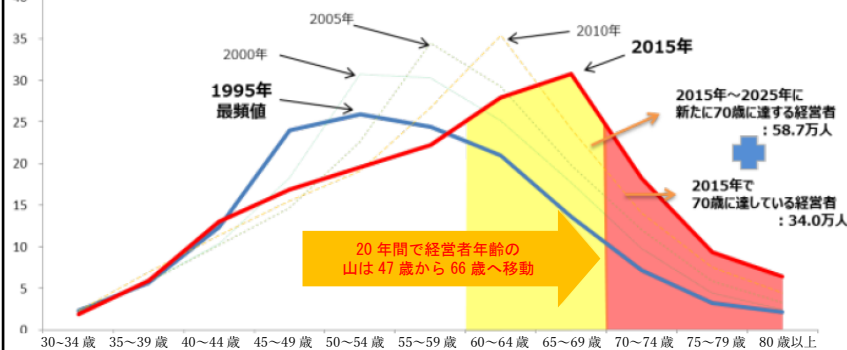
- (注) 1 「全国社長年齢分析（2020年）」（帝国データバンク）より該当部分抜粋  
 2 枠囲みは当省が付した。

## (6) 事業承継に関する現状・課題

- ◆ 今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の約3割）が後継者未定。
- ◆ 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性※。今後10年の集中的な取組が必要。

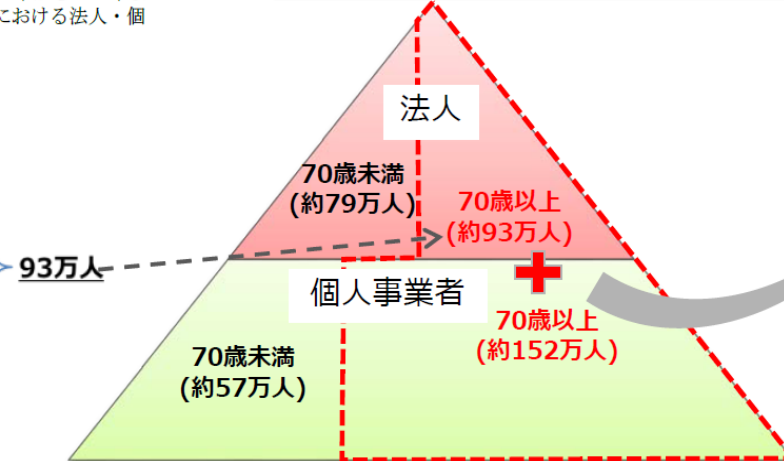
※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値（5.13人）、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用（法人：6,065万円、個人：526万円）。

### 中小企業の経営者年齢の分布（法人）



平成28年度（株）帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

### 中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度（株）帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

(注) 日本経済再生本部（内閣官房）未来投資会議 構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合（中小企業・観光・スポーツ・文化等）（第1回）における経済産業省提出資料「中小企業・小規模事業者の生産性向上について」（平成29年10月 経済産業省）より該当部分抜粋

資料 4-① 2019 年「休廃業・解散企業」動向調査

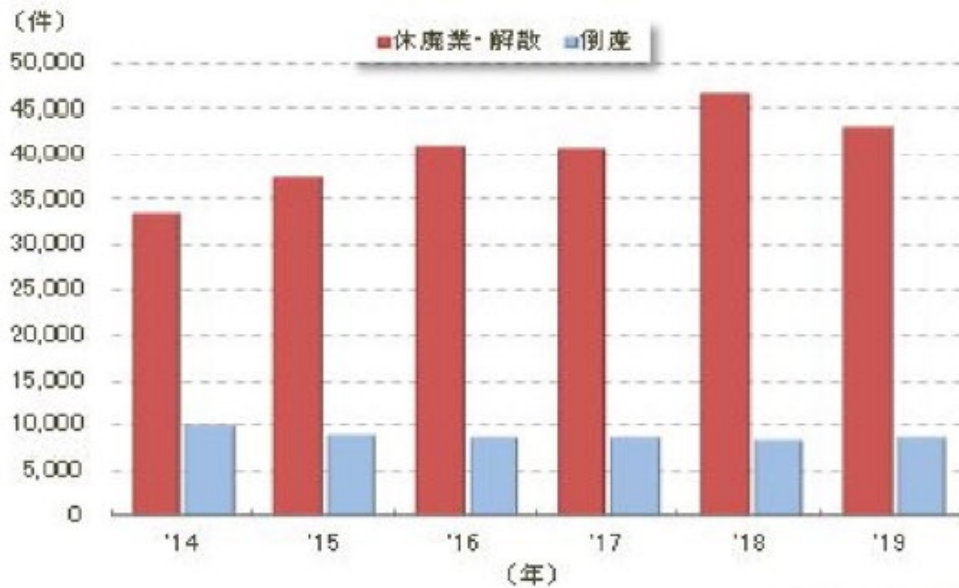
休廃業・解散 倒産件数 年次推移

(単位:件)

年	休廃業・解散	前年比	倒産	前年比
2013	34,800	13.68%	10,855	▲10.47%
2014	33,475	▲3.81%	9,731	▲10.35%
2015	37,548	12.17%	8,812	▲9.44%
2016	41,162	9.63%	8,446	▲4.15%
2017	40,909	▲0.61%	8,405	▲0.49%
2018	46,724	14.21%	8,235	▲2.02%
2019	43,348	▲7.23%	8,383	1.80%

東京商工リサーチ調べ

休廃業・解散、倒産件数 年次推移

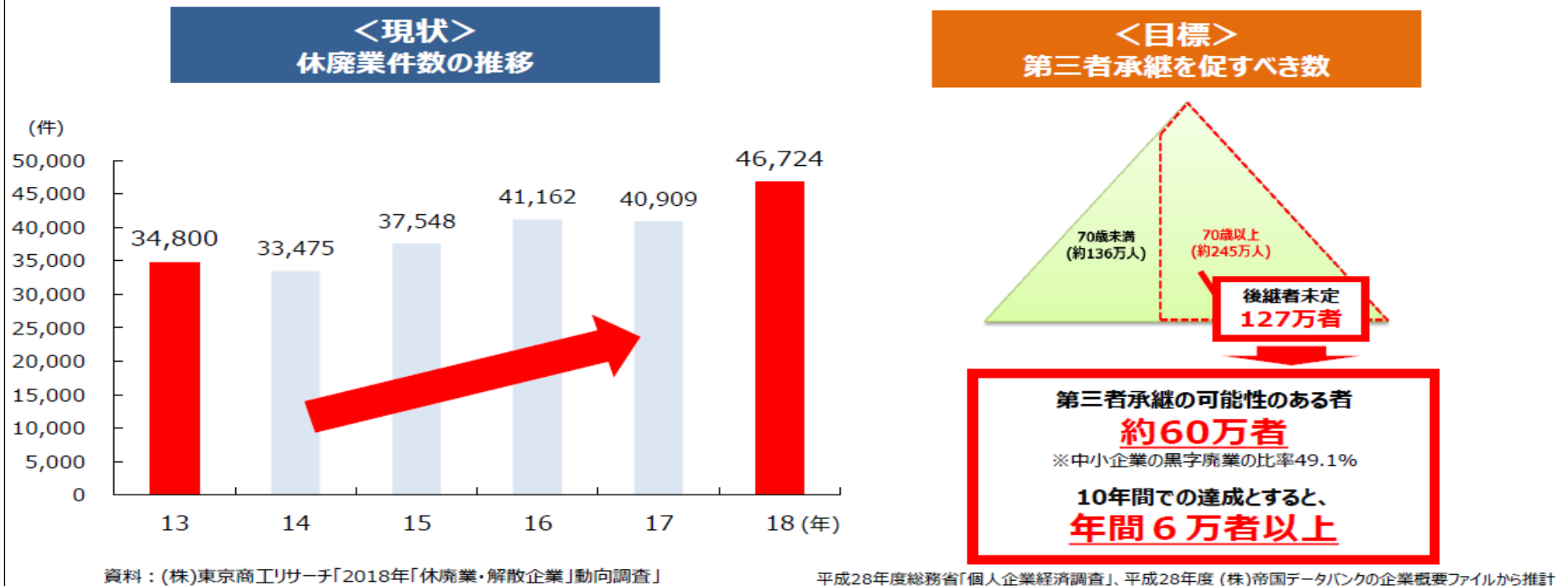


東京商工リサーチ調べ

(注) 「休廃業・解散企業」動向調査は、(株)東京商工リサーチが保有する企業データベースから、「休廃業・解散」が判明した企業を抽出したもの。「休廃業・解散」は、倒産(法的整理、私的整理)以外で事業活動を停止した企業と定義しているため、「休廃業・解散」には「倒産」を含まない。

## （参考 2）事業承継の現状と目標

- 中小企業の休廃業・解散件数は増加傾向であり、2018年は4万6千件と5年前より1万件以上増加。
- このままでは、価値ある中小企業の廃業に歯止めがかからず、地域における雇用や技術も失われるおそれ。
- このため、2025年までに、70歳以上となる後継者未定の中小企業約127万者のうち、黒字廃業の可能性のある約60万者の第三者承継を促すことを目標とする。



資料 5 「国土形成計画の推進に関する世論調査」(平成 27 年 8 月) 概略版 (内閣府)  
 <抜粋>

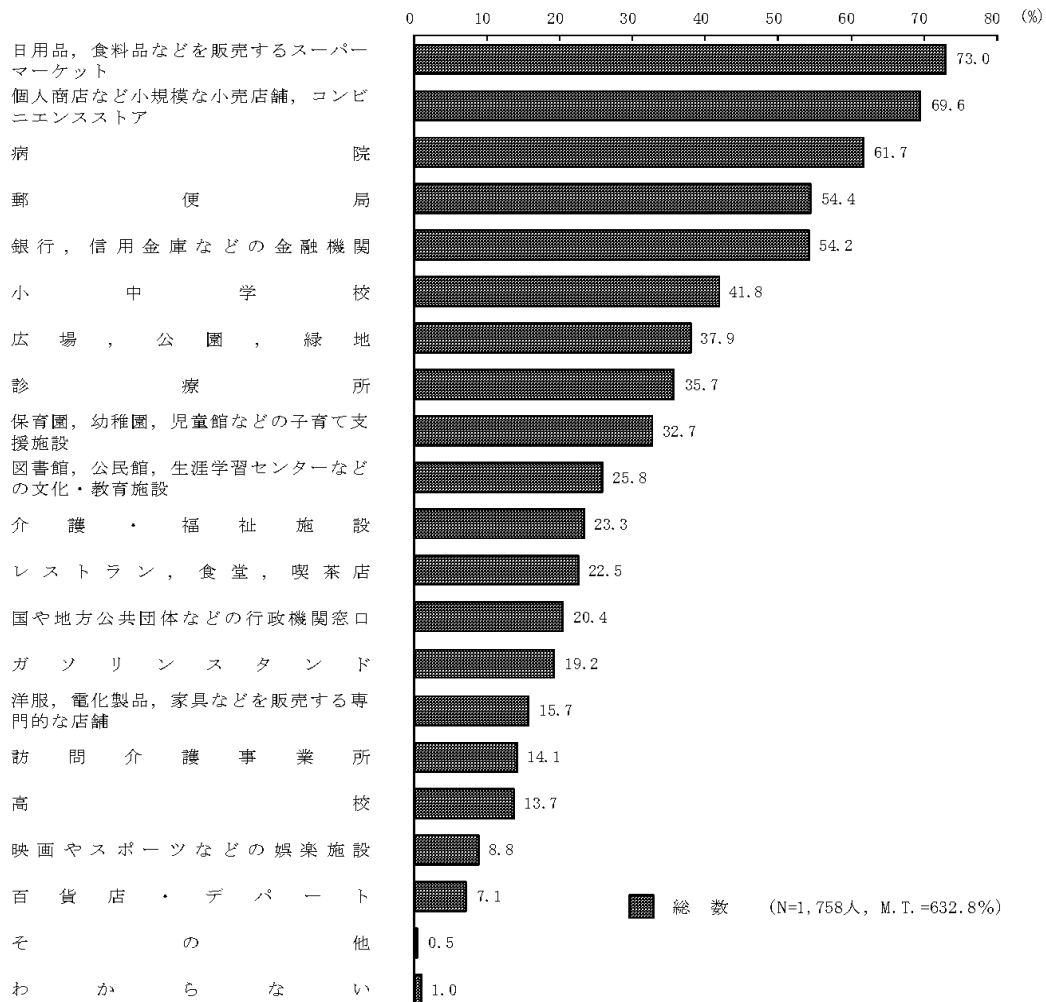
(4) 徒歩・自転車で行ける範囲に必要な施設

問 6 (1) あなたが、日常生活を営む上で、自宅から徒歩や自転車で行ける範囲に最低限必要とする施設を、この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位 5 項目)  
 平成 27 年 8 月

- ・日用品、食料品などを販売するスーパーマーケット 73.0%
- ・個人商店など小規模な小売店舗、コンビニエンスストア 69.6%
- ・病院 61.7%
- ・郵便局 54.4%
- ・銀行、信用金庫などの金融機関 54.2%

(複数回答)



(注) 1 内閣府世論調査WEBサイトの掲載内容を抜粋

2 同世論調査は、全国の満 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人 (210 市区町村在住) を、全国の 11 地区 (北海道地区、東北地区等) に分類し、さらに全国の市区町村を人口規模によって分類した上で、標本 (調査対象者) 数を母集団 (市区町村人口) に比例配分し、無作為に抽出して実施 (層化 2 段無作為抽出法)

## 資料5（参考1） 医療提供体制（病院等）の整備に係る定めをした法令

### ○医療法（昭和23年法律第205号）〈抜粋〉

第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 （略）

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
- 五～十（略）

十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

3（略）

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項

- 二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
  - 三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
  - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
  - 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）  
イ～ヘ（略）
  - 六 居宅等における医療の確保に関する事項
  - 七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項  
イ～ロ（略）
  - 八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
  - 九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
  - 十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
  - 十一 医師の確保に関する次に掲げる事項  
イ～二（略）
  - 十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項
  - 十三 医療の安全の確保に関する事項
  - 十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
  - 十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
  - 十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項
  - 十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- 3～18（略）

（注） 下線は当省が付した。

## 資料5（参考2） 「郵便局」の整備に係る法令

### ○日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）〈抜粋〉

第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2（略）

第十三条 会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

### ○郵政民営化法（平成17年法律第97号）〈抜粋〉

第三十六条 1～10（略）

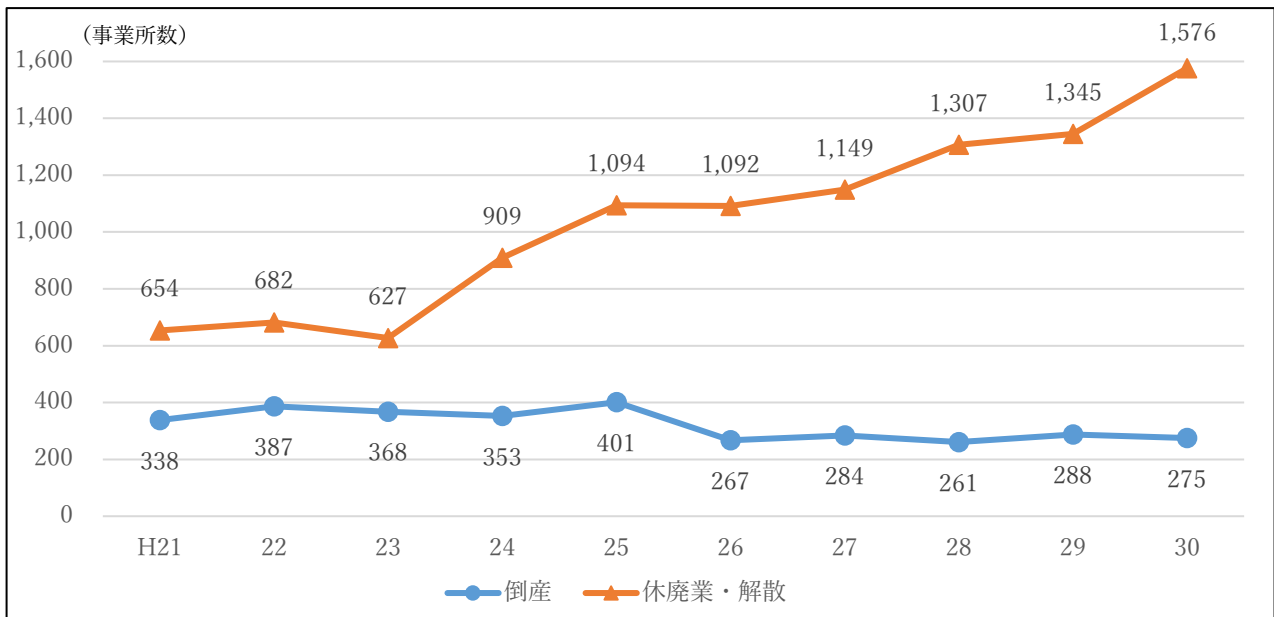
11 公社が第七項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、日本郵政株式会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

12 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、日本郵政株式会社の設立については、適用しない。

（注） 下線は当省が付した。

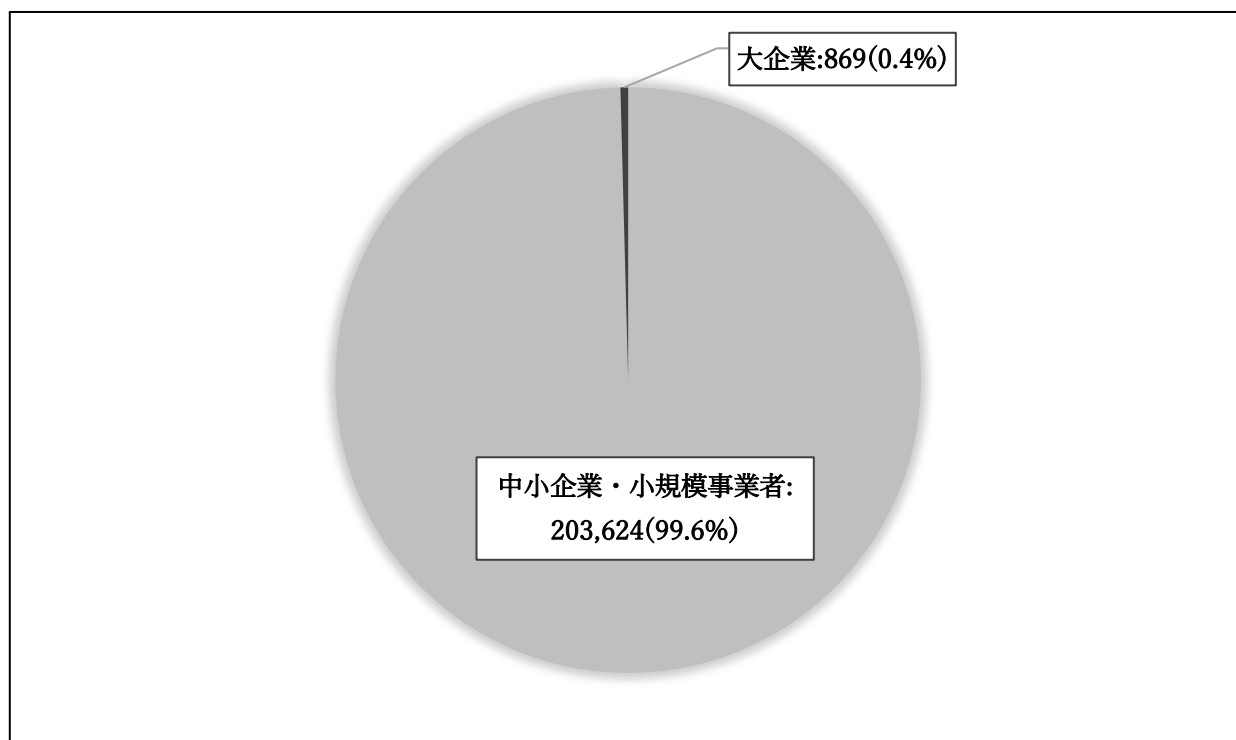


資料6 飲食料品小売業における倒産、休廃業・解散件数の推移



- (注)1 (株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」に係る同社提供資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「飲食料品小売業」(日本標準産業分類)に分類される事業所における「倒産」及び「休廃業・解散」の件数である。
- 3 「倒産」は「法的整理・私的整理」により市場から撤退・消滅したものの年度における件数であり、「休廃業・解散」は、「倒産以外で事業活動を停止した」ものの、暦年における件数である。

## 資料 7 飲食料品小売業のうちの中小企業・小規模事業者の割合

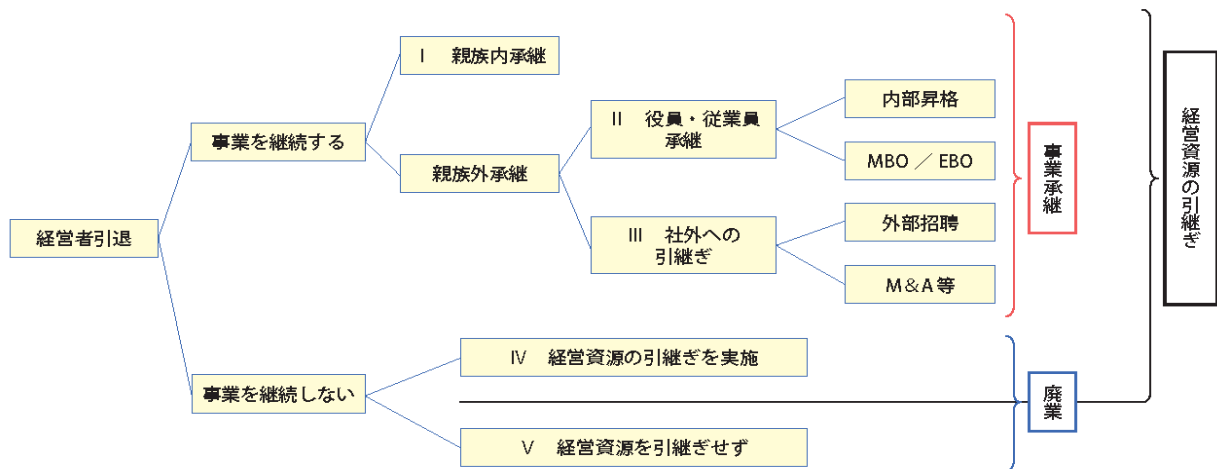


(注)1 「平成 28 年経済センサス」(総務省・経済産業省)に基づき、当省が作成した。

- 2 中小企業の定義は「資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの」(中小企業基本法第 2 条第 4 項)とした。
- 3 小規模事業者の定義は「商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの 5 人」(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条第 2 号)とした。

## 資料 8 事業承継の定義

第 2-1-4 図 経営者引退に伴う経営資源引継ぎの概念図



### (1) 「経営資源」と「事業」

「事業承継」、「廃業」、「経営資源の引継ぎ」について整理するに当たり、分類する上での軸となる「経営資源」と「事業」について説明する。

中小企業庁が2016年に策定した事業承継ガイドライン<sup>3</sup>によると、「経営資源」は、「人」、「資産」、「知的資産」に大別できる。具体的には、

- ・「人」… 経営権<sup>4</sup>
- ・「資産」… 株式、事業用資産（設備・不動産）、資金
- ・「知的資産」… ノウハウ、取引先との人脈、顧客情報、知的財産権

などが挙げられている。

ここでいう「事業」とは、これら「経営資源」を用いて生産活動を行っていることを指す。

### (2) 事業承継

ここでは、経営者が引退した後も「事業を継続する」ものを「事業承継」としている。「事業を継続する」とは、経営者の引退前後で生産活動<sup>5</sup>が停止することなく連続して「事業」が行われている状態を指す。経営者が引退して生産活動が一時的に停止し、その後、誰かが復活させた場合は

継続とはみなさない。

「事業を継続する」場合、事業を行うために必要な「経営資源」は当然引き継がれる。後継者の判断で一部の経営資源を引き継がないケースもあるかもしれないが、「事業承継」する際は少なくとも何らかの「経営資源の引継ぎ」が行われるといえる。

事業承継の類型としては、同ガイドラインで3つが示されている。(以下、同ガイドラインからの引用。I～IIIは第2-1-4図に対応。)

#### I 親族内承継

現経営者の子をはじめとした親族に承継させる方法である。一般的に他の方法と比べて、内外の関係者から心情的に受け入れられやすいこと、後継者の早期決定により長期の準備期間の確保が可能であること、相続等により財産や株式を後継者に移転できるため所有と経営の一体的な承継が期待できるといったメリットがある。

#### II 役員・従業員承継

「親族以外」の役員・従業員に承継する方法である。経営者としての能力のある人材を見極めて

<sup>3</sup> 中小企業庁 (2016a)

<sup>4</sup> 事業承継ガイドラインには明記されていないが、「人」には、従業員も含まれると考えられる。

<sup>5</sup> サービスの提供なども含む。

承継することができること、社内で長期間働いてきた従業員であれば経営方針等の一貫性を保ちやすいといったメリットがある。

### Ⅲ 社外への引継ぎ (M & A等)

株式譲渡や事業譲渡等により承継を行う方法である。親族や社内に適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができ、また、現経営者は会社売却の利益を得ることができる等のメリットがある。事業譲渡には、「事業の一部譲渡」も含まれる。

#### (3) 廃業

ここでの「廃業」とは、経営者が引退した後は、「事業を継続しない」(事業が連続していない)ことを指す。なお、法的に倒産した企業については、本章では分析の対象としていない。

「廃業」した場合でも、個別に経営資源が引き継がれる場合がある。廃業企業からの経営資源の引継ぎに関する先行研究については、井上(2017)がある。この論文の基となっている(株)日本政策金融公庫総合研究所(2017)では、経営資源の譲渡しの定義を「事業をやめたり縮小したりする際に自社が保有している経営資源を、他社や開業予定者、自治体、その他の団体などに、事業に活用してもらうために譲り渡すこと」としている。当該調査の経営資源ごとの引継ぎ状況を見ると、「従業員」、「機械・車両などの設備」、「販売先・受注先」の引継ぎ割合が比較的高い。

このような個別の経営資源の引継ぎの動向について、井上(2017)によれば、「廃業した企業の実に約3割もが経営資源を譲り渡しており、日本全体での譲り渡し社数は、既存企業における譲り渡しを含めると37万社を超えると推計される。また、その結果として、既存企業の1割強が経営資源を譲り受けている。」という。また、経営資源の引継ぎのメリットについては、「経営資源の引き継ぎは円滑な廃業および譲り受け企業の成長を促すうえで有用である。引き継ぎの満足度をみ

ると、約半数の企業が引き継ぎに『満足している』と回答している。他方、引き継いで良かったことが『特にない』という割合は、譲り渡しでは25.7%、譲り受けでは19.3%にとどまっており、多くの企業が引き継ぎによるメリットを享受している。」とある。

これを踏まえ、「廃業」を次の2つに整理した(Ⅳ、Ⅴは第2-1-4図に対応)。

#### Ⅳ 経営資源の引継ぎを実施

事業を停止する前後に、自社が保有している経営資源を、他社や開業予定者などへ引継ぎを行う。経営資源を個別に引き継ぐ場合と、複数の経営資源を一体で引き継ぐ場合がある。

#### Ⅴ 経営資源を引継ぎせず

事業を停止する前後に、自社が保有している経営資源を、他社や開業予定者などへ引継ぎを行わない。

#### (4) 経営資源の引継ぎ

以上のことから、第2-1-4図のⅠ～Ⅳの場合、「経営資源の引継ぎ」を実施しているといえる。「事業承継」のみならず、「廃業」した企業から個別又は一体で経営資源を引き継ぐ取組も、経営資源を散逸させないことにつながる。

概念整理の最後に、「Ⅲ社外への引継ぎ(M & A等)」における「事業の一部譲渡」と、「Ⅳ経営資源の引継ぎを実施」における「複数の経営資源を一体で引き継ぐ場合」の違いについて事例を用いて説明する。

#### 【複数店舗を運営する家具小売事業者の例】

●営業している家具店のうち1店舗をそのまま譲渡  
営業している状態のまま店舗を引き継ぐケースで、事業を継続しているとみなされるため、「Ⅲ社外への引継ぎ(M & A等)」における「事業の一部譲渡」に該当する。仮に店名が新しくなり販売方法が一新(例えばネット販売に転換)されたとしても、それは以前の店名や販売

(注)1 「中小企業白書 2019年版」(中小企業庁)より該当部分抜粋  
2 下線は当省が付した。

本コラムでは、円滑な事業承継を実現するために活用できる事業承継支援策について、それぞれ概要を紹介する。

### 1. 経営承継円滑化法に基づく総合的支援

#### (1) 遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者（親族外も対象）が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることにより、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①後継者に贈与した非上場株式等を遺留分に係る請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できる。

（除外合意）

②後継者の貢献による非上場株式等の価値の上昇分を遺留分に係る請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できる。（固定合意）

2019年の経営承継円滑化法の改正により、個人事業者が後継者に対して贈与した事業用資産についても、遺留分に係る請求の対象外とすることができる特例措置が創設される予定。

#### (2) 金融支援

事業を承継した後継者及び今後事業を引き継ごうとしている個人に対し、事業承継に伴う資金需要（自社株式の買取資金や納税資金等）への支援や信用力低下による経営への影響を緩和するため、都道府県知事による認定を前提として、①信用保証枠の実質的な拡大、②日本政策金融公庫等による貸付けを利用できる。

#### (3) 事業承継税制

##### ①法人版事業承継税制

後継者が先代経営者から贈与・相続により取得した非上場株式等に課される贈与税・相続税について、納税を猶予及び免除する措置。2018年4月1日からの10年間限定の特例措置が創設され、従来の措置（一般措置）と比較すると主に次の点が拡充された。

- ・対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大
- ・雇用要件を抜本的に見直し、5年平均8割の雇用維持が未達成でも猶予が継続可能
- ・対象者を拡大し、複数の株主から最大3名の後継者に対する承継も対象に
- ・経営環境の変化に対応した減免制度を導入

特例措置を活用するためには、2018年4月1日から5年以内に都道府県知事に対して特例承継計画を提出した上で、2027年12月31日までの10年間に実際に株式を後継者に承継する必要がある。

##### ②個人版事業承継税制

2019年4月1日から、個人事業者が事業用資産を後継者に贈与・相続した際に課される贈与税・相続税の納税を猶予及び免除する措置が創設された。法人版事業承継税制の特例措置と同様に、2019年4月1日からの10年間限定の特例措置であり、土地、建物、機械、器具備品等の幅広い事業用資産を対象として、100%納税猶予を受けることができる。

この制度の適用を受けるためには、2019年4月1日からの5年以内に都道府県知事に対して個人事業承継計画を提出した上で、2019年1月1日から2028年12月31日までに事業用資産を後継者に承継する必要がある。

なお、個人版事業承継税制は、事業用小規模宅地特例との選択制となっている。

コラム2-1-1 図 事業承継税制の概要

個人版事業承継税制（※）		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の納税猶予制度	
2019年度からの10年間（2019年1月1日から2028年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	期間	2018年度からの10年間（2018年1月1日から2027年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械・器具備品等	対象資産	非上場株式	
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	

※事業用小規模宅地特例との選択制

2. 事業引継ぎ支援センター

後継者不在等の理由により第三者に事業を引継ぐ意向がある中小企業者と、他社から事業を譲り受けて事業の拡大を目指す中小企業者等からの相談を受け付け、マッチングの支援を行う専門機関。全都道府県に48か所設置されている。

3. 事業承継補助金

事業承継を契機に新たな分野へのチャレンジや事業転換等に取り組み、更なる成長を目指す中小企業者を支援するため、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を補助する。親族内での承継等による経営者交代（補助上限：最大500万円、補助率：1/2又は2/3）、M & Aによる事業の再編・統合（補助上限：最大1,200万円、補助率：1/2又は2/3）など、多様な事業承継が補助の対象となる。

(注) 1 「中小企業白書 2019年版」(中小企業庁) 抜粋

2 下線は当省が付した。

## 資料 10-① 「過疎地域」について

### <過疎対策について>

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する目的としています。

### <具体的な要件の例>

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成 2 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口増加率が 10%以上である団体は除く。）
  - (イ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 32%以上であること。
  - (ロ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 27%以上であって、65 歳以上人口の比率が 36%以上であること。
  - (ハ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 27%以上であって、15 歳以上 30 歳未満人口の比率が 11%以下であること。
- (二) 平成 2 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 21%以上であること。
- (2) 財政力要件  
平成 25 年度から平成 27 年度までの財政力指数の平均が 0.5 以下であり、かつ、公営競技収益が 40 億円以下であること。

(注)1 総務省（地域力創造グループ）ウェブサイト抜粋

2 下線は当省（行政評価局）が付した。

## 資料 10-② 「団地・ニュータウン」について

高度経済成長期の都市への人口集中に対して、全国各地で郊外部を中心に多くの住宅地が開発されてきましたが、早期に開発されたものを中心に、「高齢化」「子ども世代の減少」「地域コミュニティ機能の低下」「空家・空地の増大」等の課題を抱える状況となっております。

「住宅団地」は様々なとらえ方がなされているため、全国の市区町村に対するアンケート調査により市区町村が現時点で捉えている住宅団地を把握し、今後の再生等の検討材料として整理しました。

### ○ 住宅団地リストの作成方法

全国の市区町村に対するアンケート調査（平成 29 年度及び平成 30 年度実施）により、住宅団地リストを作成。

※「住宅団地」の定義：「全国のニュータウンリスト」及び「地方公共団体が「住宅団地」と判断した住宅市街地」

都道府県・所在地・住宅団地名・連坦する住宅団地名・入居開始時期・開発時事業手法・面積・住宅団地の構成・町丁字名の調査を実施。

(参考) アンケート調査において示した「住宅団地のとらえ方」

住宅団地（戸建て住宅地を含む）のとらえ方は、各市区町村の住宅政策等における考えに基づく地区のとらえ方を基本。但し、以下の[1]及び[2]の住宅団地は含むこと。

[1] 土地・建設産業局の提供する全国のニュータウンリストにある住宅団地

[2] 計画的に開発された市街地であって一斉入居等住宅団地特有の要因によって課題が顕在化している一定規模以上（おおむね 5ha 以上を想定）の住宅団地（公共団体が任意に設定）

<全国のニュータウンリストについて>

以下の要件を満たす住宅・宅地開発事業で開発された地区

条件[1] 昭和 30 年度以降に着手された事業

条件[2] 計画戸数 1,000 戸以上又は計画人口 3,000 人以上の増加を計画した事業のうち、地区面積 16ha 以上であるもの

条件[3] 郊外での開発事業（事業開始時に DID 外であった事業）

(注)1 国土交通省（住宅局）ウェブサイト抜粋

2 下線は当省が付した。



## 資料 10-③ 「人口集中地区」について

### (1) 設定の趣旨及び経緯

人口集中地区は、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、次のような経緯から、昭和 35 年国勢調査以来各回の調査ごとに設定されているものである。

国勢調査の結果は、主として都道府県及び市区町村という行政地域を単位として集計・利用されており、このうち、市及び区はまとめて市部として、町及び村は郡部として、それぞれ都市的地域又は農漁村的地域を表すものとして慣用されていた。しかし、昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法により、多くの町村が新たに市制を施行し、又は既存市に合併されるに至って、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになった。この結果、市部の地域は、その面積が著しく広大となった反面、人口密度は低下し、統計上、「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきた。

そこで総理府統計局（現総務省統計局）では、昭和 35 年国勢調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の境域内に設定し、これらの人口集中地区についても国勢調査結果を集計することとした。これによって、都市的地域の人口の実態を明らかにする統計資料が提供され、地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策、その他各種行政施策、学術研究及び民間の市場調査などに広く利用されている。

### (2) 設定の基準

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含めた。

(注)1 総務省（統計局）ウェブサイト抜粋

2 下線は当省（行政評価局）が付した。

資料 11 調査対象事業者が活用したとする国の支援施策一覧

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途<事例集番号>	支援施策の概要・目的
内閣府	①地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型) <sup>(注)2</sup>	機能存続(H30)	H27	750	買物支援事業に要する移動販売車※の町による購入  ※ H27の事業開始時に購入。店舗撤退を受け、H30に事業拡大し、機能存続	地方創生を速やかに進めるため地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援
		店舗存続(再開)(H29)	H28	10,800	商業施設機能を有する公設民営の複合施設の建設設計、工事  <事例集⑳>	地方公共団体が作成し、認定を受けた地域再生計画に基づいて実施される施設整備事業等に要する費用のうち、当該地方公共団体が負担する経費に充てるため、交付金を交付する。  なお、本交付金による施設整備等が、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものとなるよう、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象として支援
	店舗存続(H19)	H28	6,422	公設民営の施設の建設設計、工事※  ※ H19に店舗存続後、H28に移転		
総務省	③公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業 <sup>(注)2</sup>	店舗存続(H23)	H26	不明	店舗の外装、建具の改修  <事例集⑨>	自治会などの地域コミュニティやNPO、まちづくり会社等が主体的に関わり、市町村と連携し、効率的な店舗運営を実現している民間企業のノウハウを活用しながら、商機能を中心とする生活機能を集約した「よろずや」づくりを行うといった事業等をモデル事業として募集し、支援。モデル事例や先進事例を調査研究することを通じて、小さなまちの「まちなか」で、公民が連携して、商機能を中心とした住民の暮らしを支える生活機能の維持を行い、地域の人々が集まる「まちなか」の再生を行うことにより、地域を活性化する方策を検証する事業を行う。

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途 ＜事例集番号＞	支援施策の概要・目的
	④過疎地域等自立活性化推進交付金	機能存続(H28)	H30	100	市が補助する移動販売事業に要する燃料、人件費、車検、消耗品等の運営費  ※ 市から事業者に100万円交付。同交付金の財源は当該交付金が94.9%)	①過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対する、先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援 ②過疎地域における住宅団地の造成や空き家の改修、季節居住団地の造成等に要する経費を支援 ③過疎地域の廃校舎等を活用して行う、地域振興施設や地域間交流施設等の整備に要する経費を支援 ④集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興の取組を支援 (本事例は①と④に該当)
		店舗存続(H30)	H31	610	陳列用の冷凍及び冷蔵ケース、精米機、利用客の送迎用車両等の購入  ※ 交付金額1,500万円のうち610万円を店舗の運営、送迎支援に活用	
	⑤地域経済循環創造事業交付金	店舗存続(H30)	H30	1,383	町が補助する新店舗のリニューアル工事 ＜事例集⑥＞	
	⑥地方交付税(地域おこし協力隊事業)	店舗存続(H29)	-	100	地域おこし協力隊員が任期終了後に事業承継した際の自動車の更新＜例集⑤①＞	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を支援  地域おこし協力隊取組自治体に対し、おおむね次に掲げる経費について、特別交付税措置(本事例は②の経費)

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途<事例集番号>	支援施策の概要・目的
						①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：(略) ②地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人当たり100万円上限 ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：(略) ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：(略)
厚生労働省	⑦雇用創出の基金による事業	機能存続(H25)	H25	不明	移動販売事業を事業者に委託	地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受皿を創り出す事業を支援
		店舗存続(H23)	H22	不明	買物困難者の利便性向上の社会実験(食品や日用品等を販売) <事例集⑨>	
農林水産省	⑧食と地域の交流促進対策交付金 (注)2	店舗存続(H23)	H24 H25	H24:106 H25:90	地域内ニーズの調査、惣菜や弁当のメニュー開発、学習会・交流イベントの開催 <事例集⑧>	地域で活動する、農林漁業者が取組の中心的役割を担う団体(公募により選定)が実施する、「子ども農山漁村交流プロジェクト」やグリーン・ツーリズムなど、農山漁村を教育・観光等の場として活用する集落の多様な都市農村交流等を促進する取組に対し、定額(1事業実施主体当たり上限220万円)を支援
経産省	⑨中心市街地再生事業費補助金	機能存続(H27)	H26	約1,200	移動販売3トン車両の購入 <事例集⑩>	市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する商業施設等の改修・リノベーション等に対して支援。また、食料品等の日常の買物の機会が十

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途 ＜事例集番号＞	支援施策の概要・目的
		機能存続 (H30)	H26	不明	移動販売車両の購入※  ※ H26の事業開始時に購入。店舗撤退を受け、H30に事業拡大し、機能存続	分に提供されない地域において、買物に困難を抱える人々に買物機会を持続的に提供できるような事業に対して支援
経済産業省 (中小企業庁)	⑩地域商業活性化事業費補助金	店舗存続 (H22)	H22	110	店舗の改修 ＜事例集④＞	「買い物困難地域」における買物弱者の生活利便性を向上させる事業であって、地方自治体、商店街振興組合、商工会、商工会議所、民間事業者などのうち二以上の事業主体が連携して行うもので、かつ、補助事業を実施した結果、支援対象の買い物困難地域・買物弱者の販売額の増加又は来客数の増加など利用の効果が期待できる事業を支援
	⑪中小企業経営支援等対策費補助金 (地域商業自立促進事業)	店舗存続 (H29)	H26	117	商業施設の必要性や採算性等についての調査・分析 ※ ＜事例集⑫＞  ※ H25に前事業者が撤退の意向を表明したことを受け、H26に調査を実施し、H29に店舗存続	商店街等において、地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に向けた新たな取組((1)地域コミュニティ形成促進支援事業)、商店街等の新陳代謝を図る新たな取組((2)商店街等新陳代謝促進支援事業)等を行うに当たり、その取組内容が、地域住民のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街等において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業を支援
	⑫中小企業経営支援等対策費補助金 (地域・まちなか商業活性化支援事業)	店舗存続 (H29)	H29	7,995	地域交流と飲食料品店の複合施設等建設工事、駐車場整備 ＜事例集⑫＞	商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、①少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用の六つのいずれかの分野に係る公共性の高い取組を支援

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途<事例集番号>	支援施策の概要・目的
	⑬消費税軽減税率対策費補助金(注)2	機能存続(R1)	R1	不明	レジスターの購入<事例集⑳>	消費税率引上げに伴い実施される軽減税率制度に対応するため、中小企業が行う①軽減税率対応のレジ、②電子的受発注システム、③請求書管理システムの導入及び改修に係る費用を支援
	⑭ものづくり・商業・サービス革新補助金	店舗存続(H25)	H26	99	調理器具の購入<事例集⑤⑩>	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援
	⑮ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金	店舗存続(H29)	H30	176	冷蔵庫4台の購入<事例集④⑪>	足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援
	⑯小規模事業者持続化補助金	店舗存続(H18)	H26	不明	顧客に配布する電話番号を記載したプレートやチラシの作成、商品を運ぶためのパレットの購入	小規模事業者が商工会議所等と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援
店舗存続(H26)		H28 H30	100 (H28:50 H30:50)	店舗売場に厨房室を移設するとともにガスフライヤー、ガスグリラー等厨房機器の購入、冷蔵ショーケースの購入		
機能存続(R1)		R1	100	移動販売に使用する冷蔵庫付きトラックの購入		

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途<事例集番号>	支援施策の概要・目的
	⑰事業承継補助金	店舗存続(R1)	H30	450	調理器具の購入<事例集⑳>	事業承継を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援する。特に、新規事業への参入や業態転換などを行う場合や、一定の生産性向上が見込まれる場合には、重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業のほか、事業承継に伴う生産性向上の取組を後押しする。さらに、経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするため、経営資源を譲り渡した事業者が、残った経営資源の廃業等を行うための費用を支援
		店舗存続(H29)	H30	未定(当省調査時点では未交付)	卸売業と小売業の連携による新流通網確立のためのシステム費等<事例集㉑>	
		店舗存続(H29)	H30	未定(同上)	卸売業と小売業の連携による新流通網確立のためのシステム費等	
		店舗存続(H29)	H30	未定(同上)	卸売業と小売業の連携による新流通網確立のためのシステム費等	
		店舗存続(H29)	H30	未定(同上)	卸売業と小売業の連携による新流通網確立のためのシステム費等	
	⑱中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業(事業引継ぎ支援センター)	店舗存続(H29)	H29	-	後継者募集の告知、譲渡契約の締結、融資制度の紹介、申請手続の補助等の支援	後継者不在等の理由により第三者に事業を引継ぐ意向がある中小企業者と、他社から事業を譲り受けて事業の拡大を目指す中小企業者等からの相談を受け付け、マッチングを支援

所管府省	活用したとする支援施策名	事業区分(存続年度)	活用年度	交付金額(万円)	活用用途 ＜事例集番号＞	支援施策の概要・目的
		店舗存続(H29)	H29	-	前事業者との調整や調整結果に基づく基本合意書の作成等の支援 ＜事例集④⑤＞	全都道府県に48か所設置
		店舗存続(H30)	H30	-	事業承継関係の書類作成、事務手続等の支援、資金調達に当たっての情報提供	

- (注) 1 本表は、当省の調査結果により、事業承継において「活用した」と回答のあった施策並びに各年度の「補助金総覧」及び各府省行政事業レビューシート等に基づき当省で作成した。なお、各施策名は活用当時のものであり、既に廃止された施策も含まれている。
- 2 活用当時の施策であり、本表を作成した令和3年3月時点では既に廃止されている。
- 3 金額は1万円未満を切り捨てた。
- 4 複数の事例で活用している支援施策については、事例ごとに複数の行に分けて記載した。
- 5 事業区分欄は、報告書「表1-1」に記載した存続後の運営形態で、( )内は当該存続等がなされた年度である。
- 6 活用用途欄の＜＞内には、別途当省が作成した「地域住民の生活に身近な事業の存続・承継等事例集」における事例番号を記載した。



## 資料 12 都道府県、市町村による支援施策の具体例

### 施設費・設備費の補助（都道府県：8 事例、市町村：18 事例）

#### （町の例）

店舗建物の内装や設備などの工事費用、陳列棚やレジといった店内の備品等の購入費用として約 9,000 万円が必要であったところ、そのうちの 6 割（約 5,400 万円）は、人口流出対策としての町の補助金を活用した。＜事例集⑱＞

#### （県の例 1）

定期市の開催に当たり、地域のにぎわいづくりへの県の支援施策を活用し、地域の活動交流拠点を整備・改修する費用の補助を受けた。＜事例集⑳＞

#### （県の例 2）

移動販売事業の実施に当たり、県の補助金を活用し、トラック（冷凍商品を含む多くの商品を積載可能なもの）の購入費用の補助を受けた。＜事例集㉑＞

### 運営費の補助（都道府県：4 事例、市町村：13 事例）

#### （町の例 1）

町から、店舗の賃借料相当額が 3 年間の予定で補助されており、その後は店舗を買い取るか否か判断する予定である。＜事例集㉒＞

#### （町の例 2）

山間部における買物弱者支援として、町から、移動販売車両の車検費用、自賠責・損害保険料、ガソリン費用の一部が補助されている。

#### （町の例 3）

町が、高齢者等買物弱者対策として、移動販売事業用の車両購入費等の初期費用だけでなく、車検費用、自賠責・損害保険料、ガソリン費用など運営費も補助している。

#### （市の例 1）

移動販売事業者に事業の協力要請をした市が、人件費分を買物弱者支援事業として補助している。

#### （市の例 2）

地区のまちづくり推進委員会が開催する定期市の赤字分を、同委員会の活動費への補助として、市が補填している。

なお、この交付金は、減少傾向となっている。

<p>土地等の無償使用（都道府県：1 事例、市町村：10 事例）</p>
<p>（町の例）</p> <p>店舗の用地として町有地を無償で貸与している。</p> <p>（市の例）</p> <p>移動販売の場所として、市が管理する地域市民センターの広場を無償で提供している。＜事例集⑳＞</p>
<p>情報提供支援（都道府県：1 事例、市町村：11 事例）</p>
<p>（市の例 1）</p> <p>移動販売開始当初から、高齢者用の手すりが付いている住居を飛び込みで訪ねるなどして、移動販売を求める顧客を開拓していたが、訪問場所が多数にわたり負担が大きかった。</p> <p>継承後の事業が定着してきた現在では、移動販売の依頼等、住民のニーズに係る情報が市の福祉部局等から提供されるなど、支援を受けている。</p> <p>（市の例 2）</p> <p>市は、自治会等が開催する朝市の取組を、市の買物支援のモデル的な取組と位置付け、事業者のために、i）当初の開設場所として公園を無償貸与、ii）その後の開設場所である団地の集会所の出入口にスロープを設置するなど支援し、自治会等は、市の担当課への状況報告を緊密に行って信頼関係を築いてきた。</p> <p>現在でも、朝市での取扱商品の賞味期限等の表示方法に関する疑義について、市から保健所に照会して自治会等に回答するなど、良好な関係が継続している。＜事例集⑰＞</p>
<p>広報面での支援（市町村：10 事例）</p>
<p>（町の例）</p> <p>移動販売事業の開始や運行スケジュールについて広報誌に掲載するとともに、各地区の民生委員や町内会長にチラシを配布している。＜事例集㉑＞</p> <p>（市の例）</p> <p>移動販売に関するチラシを作成し、市の広報誌で告知したり、団地住民に配布している。また、移動販売の実施について、団地の自治会に説明している。＜事例集㉒＞</p>

その他（市町村：10 事例）

（町の例）

駅周辺のスーパーマーケットや商店が相次いで撤退・廃業している状況下での新店舗建設を、町が「買い物困難者対策事業」と位置付け、店舗の固定資産税を免除している。

（市の例）

市、移動販売事業者、移動販売対象区域内の 11 自治会が連携協定を締結し、市が事務局となってこれらの 11 自治会と事業者が意見交換を行う会議を 4 半期ごとに開催

また、市が、移動販売会場への通路の段差を解消したり、休憩用のベンチを設置するなど支援している。＜事例集 ⑤②＞

（注）1 当省の調査結果による。

2 < >内は、別途当省が作成した「地域住民の生活に身近な事業の存続・承継等事例集」における事例番号を記載した。

資料 13-① 「令和元年度補正 事業承継補助金 公募要領」(令和 2 年 3 月中小企業庁)  
＜抜粋＞

4 対象となる事業承継について

本補助金は、後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等に対する支援であり、主に経営者の交代を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する類型（以下、「後継者承継支援型」又は「Ⅰ型」という。）と、事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する類型（以下、「事業再編・事業統合支援型」又は「Ⅱ型」という。）の二つの類型を対象とする。

6 事業承継の要件

本補助事業の対象となる事業承継は、補助対象期間内に事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者との間でM&A等も含む事業の引継ぎを行った又は行うこととしたものとされている。

6.1 事業承継の要件

本補助事業の対象となる事業承継は、2017年4月1日から補助対象事業期間完了日または、2020年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者（以下「被承継者」という。）と事業を引き継ぐ者（以下「承継者」という。）の間でM&A等も含む事業の引継ぎを行った又は行うこととし、6.2で定める形態を対象とする。

なお、承継者と被承継者による実質的な事業承継が行われていない（例：グループ内の事業再編）又は承継者側に承継前に事業を経営していた実態がない（Ⅱ型に限る。）と事務局が判断した場合、審査において評価に反映する場合がありますので留意すること。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

## 資料 13-② 事業承継補助金を活用したとする事例

<事例番号> 事例集③⑦

<交付額> 450 万円 【Ⅱ型】 事業再編・事業統合支援型

### <補助金交付に至った経緯>

後継事業者は、前事業者から「後継者がいないため、店舗を買い取らないか」との相談を受け、検討の結果、経営資源（経営権、従業員、店舗、技術等）を承継し、事業を引き継いだ。

上記の事業承継については、商工会から「事業承継補助金の補助対象になるので活用を検討してはどうか」と助言され、活用したいと考え、当該補助金の公募要領を確認したところ、事業承継しただけでは補助されず、承継後に経営革新等の取組に要する経費に対する補助であったこと、補助金申請の経験に乏しいことなどから申請をちゅうちょしていた。

しかし、知人の経営コンサルタントに相談し、申請手続の支援を受け、事業承継を契機に後継事業者が新商品を開発、生産、販売するための調理器具購入費に活用することとして申請し、事業採択された。

### <当該補助金を活用して実施した事業の概要>

#### i) 新商品の開発、生産

自社の強みである「魚の目利きと毎日の仕入れ、加工技術」と事業承継によって入手する「広い調理場と調理員」、補助金で購入したオーブンを組み合わせて、店の主要顧客である 60～70 歳代の高齢者向けの「健康で美味しい惣菜・弁当」を開発する。開発には、自社の人材（調理師免許を持つ調理員）及び前事業者から継承した人材が参加する。また、これらの調理員はデザート調理技術が高いため、手作りのデザートの商品開発を行う。

#### ii) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

上記新購入のオーブンを使用し、惣菜や弁当の味を向上させる。当店の主要顧客はいわゆる買物弱者であるため、買物の負担を減らすために移動販売を行う。移動販売には車両に弁当・惣菜・デザートを積載して各販売ポイントを移動しながら販売を行う。

(注) 当省の調査結果による。

資料 14-① 「平成 29 年度予算 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）募集要領」（平成 29 年 3 月中小企業庁）〈抜粋〉

I 事業目的

商店街等は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、買い物にきた地域住民の憩いの場であるほか、地域の祭礼・イベントや防犯・防災等の自治活動の主体を担うなど、商品やサービスの提供の場を超えて、地域に住む人々とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤として、多様なコミュニティ機能や公共的機能も担ってきました。

近年は、郊外型商業施設の増加や少子・高齢化等の社会構造の変化など、商店街等を巡る環境は大きく変わっており、厳しい状況に置かれています。商店街等が社会構造の変化の中で中長期的に発展していくためには、商店街等を基盤に、地域の中で消費活動を活発化させ、資金を循環させることにより、地域における経済活動の自立的循環を促進することが重要です。このためには、商店街等が地域住民の規模・行動範囲や商業量等の環境を踏まえつつ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組を実施していくことが必要です。

本事業では、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、以下の6つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的としております。

また、支援を行った取組については、モデル事業として、他の商店街の取組の参考になるようなものであることが求められます。

## (イ) 補助対象事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であつて、自立促進調査分析事業の結果（同等程度のニーズ調査、マーケティング調査等を独自に実施している場合は、当該調査結果を含む。以下「調査事業」という。）等の一定の根拠やデータを踏まえて行う、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進し、商店街等が有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図る事業であること。

具体的に、以下に掲げる要件を満たす事業であること。

(a) 以下6つの分野のいずれかに係る公共性の高い取組であること。（複数の分野に取り組むことも可能です。それぞれの分野の取組例については P13～14 参照。）

- ①少子・高齢化
- ②地域交流
- ③新陳代謝
- ④構造改善
- ⑤外国人対応
- ⑥地域資源活用

一定の根拠やデータを踏まえて行う左記の新たな取組が補助対象事業とされている。

注：公共的機能の強化（街路灯、休憩所、手洗所等の整備）に係る取組については、上記の①から⑥の分野と併せて実施することで支援対象となります。（アーケード及びファサードの整備・撤去、照明のLED化は対象外です）

## 【それぞれの分野の取組例】

### ①少子・高齢化

#### 子育て支援施設の整備

保育サービス施設や児童遊戯施設を整備することにより、地域の少子化問題に対応するほか、父・母親向け講習会を実施することで子育て世代をバックアップする事業

#### 高齢者向け宅配事業

高齢者宅向けに商店街が提供できる商品・サービスのカタログを配付し、電話やFAX、メール等にて注文を受け、自宅まで宅配することで新たな顧客の獲得を目指すとともに、独居高齢者の安否確認等の見守り活動をあわせて実施して地域福祉にも貢献する事業

### ②地域交流

#### まちなかイベントスペースの整備

地域住民が気軽に参加でき、交流を深めるための地域の祭礼やサークル活動等に利用できるまちなかイベントスペースを整備することにより、地域コミュニティを再構築する事業

#### 多世代交流施設の整備

市民活動や健康づくり等に活用できるスペース等を整備することにより、子どもから高齢者まで世代を超えて地域住民が集い交流を図ることで地域コミュニティの形成を促進する事業

注：単なるコミュニティカフェの整備事業は、補助の対象となりません。

### ③新陳代謝

#### インキュベーション施設の整備

起業を目指す者や地域の事業者の創業・転業を支援するため、地域経済循環の核となるインキュベーション施設を整備することにより、商店街への新規出店を促し、商店街の自立的循環を促進する事業

#### 空き店舗への店舗誘致

地域住民が求めるサービス等を提供する店舗であって、既存の商店街の構成店舗では十分に対応できていない店舗を商店街内の空き店舗へ誘致することにより、地域ニーズの充足を図り、商店街の持続的な発展を促進する事業



#### ④構造改善

##### 自治体と連携したIC型ポイントカードシステムの導入

独居高齢者の安否確認やコミュニティ活動への参加によるポイント付与等の機能を持つ、地方公共団体等と連携したIC型ポイントカードシステムを導入することによって、商機能の強化を図る事業

##### 商店街区の再配置

空き店舗の多い商店街をコンパクト化し、業態や業種の入替えや、店舗を集約することで、回遊性・一体性をもたせ、地域の商機能の強化を図る事業

#### ⑤外国人対応

##### 免税対応機器の導入

免税手続カウンターの設置や免税処理の簡素化を図る各種機器（端末機器等）を導入することで免税に係る手続きを効率化し、外国人観光客の誘客を促進する事業

##### 外国人向け宿泊施設の整備

外国人観光客向けの宿泊施設を整備することで、商店街における滞在時間を増やし、近年増加傾向にある外国人観光客の消費需要を取り込む事業

#### ⑥地域資源活用

##### アンテナショップの設置

農水畜産品や加工品等の地域産品を販売するアンテナショップを設置することにより、集客・売上高の増加を図るとともに、地域の魅力を高める事業

##### オリジナル商品の開発・普及

地域産品や地域資源を活用し、当該商店街オリジナルの新たな商品の開発や普及活動を行うことで商店街の付加価値を高め、集客・売上高の増加を図る事業

注：上記はあくまでも取組の例であり、それぞれの分野に係る公共性の高い取組で、モデル事業として他の商店街の取組の参考になるようなものであれば、対象となります。また、イベント事業は対象外です。

なお、防犯カメラの設置は6つの分野のうち、⑤外国人対応の事業を実施する場合のみ補助対象となります。

(注) 下線、枠及び枠内のコメントは当省が付した。

## 資料 14-② 地域・まちなか商業活性化支援事業を活用したとする事例

＜事例番号＞ 事例集②                      ＜交付額＞ 7,995 万 1,513 円

### ＜補助金交付に至った経緯＞

町内唯一のスーパーから、施設の老朽化等を理由に閉店する意向を伝えられた町は、「代わりとなる店舗や飲食店、気軽にお茶を飲めて休憩できる場所やバス待合所が必要である」旨の住民の意向調査結果を踏まえ、当該店舗の存続のために老朽化したスーパーの建て替え等が必要と考えた。町の単独事業で建て替え・運営ができれば自由度も高くなるので理想的ではあるが、財源の捻出が難しいため、国の補助金を活用した事業存続を目指した。

また、町は、経営主体となるテナントを検討し、募集を行ったものの、町内事業者からの応募はなく、出店協議を続けてきた大手スーパーも商圈人口が少ないことなどから辞退した。町は、後継事業者が見付からなかったこと、民間の後継事業者が従前と同じ形で経営を行うことで再度業績不振に陥ることを危惧し、町が出資する公社（株式会社）を経営主体としたスーパーを開設することを決断した。

事業主体が決まったため、「中小企業経営支援等対策費補助金（地域・まちなか商業活性化支援事業）」申請の検討に入ったが、市場調査、設置後の経営計画の策定や集客するための新たな取組の検討に加え、店舗等の規模、収支計画、利用計画等を補助事業の要望書を提出する時点で確定していなければならず、要望書も全体で 100 ページ以上にわたり作業が膨大で苦勞した。

店舗建設や備品購入等に活用するため、当該補助金の交付を商工会と公社の連名で申請し、採択された。

なお、補助金の公募要領において補助対象事業が「公共性の高い取組」とされており、上記の住民意向調査結果も踏まえ、公共スペースとスーパーとの複合施設を整備することとした。スーパーの収支が黒字なのに対し、併設している公共スペースの管理費や施設全体のマネージャーの人件費等により、営業損益では赤字となっているが、上記の併設施設の管理費に係る赤字分は町からの補助金を充当し、経常損益では黒字となっている。

### ＜当該補助金を活用して実施した事業の概要＞

不足業種となる生鮮食品を始め日常生活必需品や学用品、地域特産品を取扱うスーパーを整備するとともに地域住民の交流の場となるコミュニティスペース等を整備し、町内の商業各施設として商店街のにぎわいや活性化を図る。

補助対象事業との関係は以下のとおりである（丸囲み数字は補助金公募要領（資料 15-①）における該当分野）。

- i) 支え合いセンター（地域の高齢者が集まり、健康相談や軽運動ができるスペース）等の設置【①少子・高齢化に該当】
- ii) バス待合や飲食など町民が自由に利用できるコミュニティスペースや会合やイベントに活用できる多目的スペースの設置、スーパーの設置【②地域交流③新陳代謝に該当】
- iii) 観光案内コーナーの設置、チャレンジスペースの設置（地元農業者が自らの農産物を試験的に販売するイベントを多目的スペース等を活用して実施）【⑥地域資源活用に該当】

（注） 当省の調査結果による。